## 寄附の量的制限の概要

	寄附者	個人		会社·労働組合 職員団体·その他の団体			政	治	ব	体	
						政 党		政治資金団体		その他の政治団体	
受	領者	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限
	政党·政治資金団体	年間 2,000 万円	制限なし	資本金·組 合員数等 ( 4)に応 じて年間 750万円~ 1億円	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
その他の政治団体	資金管理団体	年間 1,00円 (補す金銭 (補す金銭 (報す金銭 (限り ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	年間 150万円 (2)	禁止	禁止	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	年間 - 5,000 万円
	計 資金管理団体以外 団 の政治団体		年間 150万円	禁止	禁止	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	
	候補者等		金銭等に限 り禁止 (3) その他間 年間 150万円	禁止	禁止	制限なし	制限なし	金銭等に限 り禁止 ( 3) その他は 制限なし	金銭等に限 り禁止 ( 3) その他は 制限なし	金銭等に限 り禁止 ( 3) その他は 制限なし	金銭等に限 り禁止 ( 3) その他は 制限なし

- 1 資金管理団体の届出をした候補者等が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。 特定寄附・・・資金管理団体の届出をした候補者等がその者が候補者等である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を 自らの資金管理団体に取り扱わせるため、当該資金管理団体に寄附するもの。
- 2 資金管理団体の届出をした候補者等が、その資金管理団体に対してする寄附(特定寄附及び自己資金による寄附)については、制限はない。
- 3 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができる。
- 4 その他の団体については「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。
- (注) 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。